

# 地方からの提案個票

## <各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
26	生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化	1
5	住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入	3
31	住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化	5
27	伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直し	7

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号	56	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	01_土地利用(農地除く)
------	----	------	--------------	------	---------------

## 提案事項(事項名)

生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している  
 手続の合理化

## 提案団体

静岡市

## 制度の所管・関係府省

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

生産緑地地区に指定された土地を農家以外の者に売却して農地等以外のものにする場合、生産緑地法第10条に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律(以下、「公拡法」という。)第4条に基づく届出手続が重複していることから、公拡法の制度改正による手続の合理化を求める。

## 具体的な支障事例

生産緑地地区の区域内の土地を農家以外の者に売却して農地等以外のものにしようとする場合、農地法に基づく手続のほか、生産緑地法第10条の買取申出と、公拡法第4条の届出が必要である。しかし、生産緑地法の手続により市町村が一度買い取らないと判断した土地につき、公拡法第4条に基づく届出により改めて地方公共団体等に対して買取希望の機会を与えても、買取協議が成立する可能性はごく限定されている。このような手続は、土地所有者及び行政機関に二重の負担を生じさせるとともに、民間の土地取引をいたずらに遅延させている。

## 【支障事例】

生産緑地法第10条の買取申出がされた場合、市町村の買取有無の確認、生産緑地の農林漁業者への取得斡旋を行い、最長3か月後に生産緑地に係る土地の行為制限が解除(生産緑地法第14条)される。一方、生産緑地地区の土地所有者が土地の売買契約をしようとする場合、公拡法の規定により都道府県知事等へ有償譲渡届出が義務付けられ(公拡法第4条第1項第5号)、届出後3週間は地方公共団体等の買取有無の確認のため譲渡を制限されるため、生産緑地法上の手続が終了してもなお民間の取引が停滞することとなる。

さらに、生産緑地法上の行為制限解除後、既に宅地造成等され外形上も既に農地ではない生産緑地地区の土地について、都市計画が変更されない限り、公拡法の届出が必要となるため、民間取引の遅延が生じている。

以上のように、2法律により類似の手続が重複していることから、土地所有者及び行政の手続の合理化を図る必要があると考えている。具体的には、生産緑地地区に指定された土地の売買については、生産緑地法の手続により公拡法の制度目的は果たされることから、当該土地を公拡法第4条の届出対象から除外すべきである。

あるいは、生産緑地法上の手続により行為制限解除がなされた土地は、生産緑地の指定は形式的なものに過ぎないため、公拡法第4条の届出対象から除外すべきである。

あるいは、公拡法第5条第2項を準用し、生産緑地法第10条に基づく買取申出により、土地所有者が市町村から買取をしない旨の通知(生産緑地法12条第1項)を受けてから1年以内の場合、当該土地を公拡法第4条の届出対象から除外すべきである。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生産緑地の売却に係る期間が短縮され、円滑な土地取引・土地利用が促進されるとともに、土地所有者及び行

政の手続が合理化される。

#### 根拠法令等

公有地の拡大の推進に関する法律第4条、第5条、第6条、第8条  
生産緑地法第7条～第15条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

草加市、八潮市、三郷市、長野県、浜松市、豊田市、城陽市、枚方市

-

#### 各府省からの第1次回答

生産緑地法は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。同法における買取り申出制度は、同法第8条の規定に基づく行為の制限の解除を目的とするものではなく、当該生産緑地に係る主たる従事者の死亡等の理由により農林漁業の継続が困難又は不可能になった際に、生産緑地が市場における宅地としての譲渡性に欠くことに対する土地所有者の権利救済を主な目的としたものである。

また、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的としており、第4条において、土地を譲渡しようとする場合の届出義務を定め、地方公共団体等による買取りの機会を設けている。

一方で、公拡法第5条第1項の規定に基づき土地所有者が地方公共団体等による買取りを希望する場合は、知事又は市長にその旨を申し出ることができ、その場合において、買い取る場合は申出から3週間以内、買い取らない場合は直ちに通知しなければならないほか、一定期間（買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知のあった日の翌日から起算して1年を経過するまでの間等）、公拡法第4条に基づく届出義務は適用されない（土地の譲渡の制限も課されない）こととされている。

このため、御提案を踏まえ、手続期間の短縮の観点から土地所有者による生産緑地法に基づく買取り申出と公拡法第5条第1項の規定に基づく買取り希望の申出を並行して行うことができることについて技術的助言として周知することを検討する。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 総務省 第1次回答

管理番号	68	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	11_その他
------	----	------	--------------	------	--------

## 提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入

## 提案団体

東京都

## 制度の所管・関係府省

総務省

## 求める措置の具体的内容

総務省自治行政局住民制度課を事務局として実施された「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」において検討された「プッシュ型通知」を実現すること

## 具体的な支障事例

## 【現在の制度】

地方税のうち、固定資産税・自動車税等本人からの申告を伴わない「賦課税目」については、課税庁において住所、氏名等の「本人確認情報」を住民票等の公簿情報で把握した上で、納税通知書の発送等を行う必要がある。その際、都道府県では最新の公簿情報を保有していないことから、主に住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）により取得しているが、現行の法令では公簿情報は国・地方団体等からの求めに応じて提供することとされており、異動の有無を把握するために最新の公簿情報を都度請求している。

## 【支障事例】

- (1) 納税者からの申請受付時に本人確認を行う際、都道府県が把握している住所情報と異なる場合は、住所履歴を確認する等納税者・都道府県双方に手間が生じる。
- (2) 上記に関連して、納税者情報が最新のものでない場合、納税通知書の郵便返戻が多発し（都の固定資産税約 1.4 万件/年、自動車税（種別割）約 1.2 万件/年等）、住所調査業務等の負担が生じている。そのほかの滞納整理事務等と合わせて、都では年間数万件の住民票の公用請求を区市町村に対して行っており、都道府県・区市町村双方に作業負担が生じている。
- (3) 都道府県の税務システム等においては、納税者情報とマイナンバーの紐づけがなされず、住所等も自動では更新されないため、同一人物がシステム内で別人として扱われる結果、納税者は庁内の複数部署から、同一内容の書類（戸籍謄本、口座情報等）を提出するよう要求されるケースが発生している。
- (4) 市町村の固定資産税課税事務等においても、いわゆる「住登外」（納税義務のある自治体と住民登録のある自治体が異なるケース。）の納税者に対して、最新の公簿情報を取得できない点は都道府県と同様である。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県においても最新の公簿情報を取得できることで、納税者の利便性向上と行政の効率化が実現するほか、納税者情報とマイナンバーの紐づけが容易になることで、バックオフィス連携によるワンスオンリーへの対応や現在総務省のWGで議論を進めている処分通知（納税通知書等）の電子化等、行政のデジタル化を強力に推し進めることができる。

また、この制度改正は都道府県のみならず区市町村における「住登外」への対応に活用でき、全ての地方公共団体に対して効果が見込まれる。

## 根拠法令等

住民基本台帳法第30条の10、第30条の11、第30条の12

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、大田原市、今治市

○当市においては、固定資産税等の納税義務者が市外に居住している場合（住登外）、本人等からの届出により住所変更等を知ったときには、住所地の自治体に住民票等の公用請求を行って適正な宛名情報の管理に努めているため、確認までに時間を要し、かつ相手方と当方双方の職員の負担になっている。また、本人等からの届出が無い場合には、死亡等の事実も把握できないため、マイナンバーの紐づけにより最新の情報を取得することができるようになれば、宛名情報の管理だけでなく、納税通知書等の返戻に係る業務負担も軽減される。

## 各府省からの第1次回答

住民基本台帳ネットワークシステムには、即時に本人確認情報の照会が可能な機能、複数の対象者の本人確認情報の一括照会が可能な機能、氏名・生年月日・性別・住所の4情報からマイナンバーを照会する機能等が実装されており、いずれの支障事例についても対応可能と考えられます。なお、ご提案については、ニーズや費用対効果などを踏まえて検討されるべきものと考えます。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省 第1次回答

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、公文書(請求書)様式の統一化

## 提案団体

吉岡町、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、嬭恋村、片品村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町

## 制度の所管・関係府省

総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、官公庁が作成する公文書(請求書)様式の統一化を求める。

## 具体的な支障事例

住民票等の公用請求については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条第1項において、公文書を提出してしなければならないとされている。当該公用請求に係る記載事項は、住民基本台帳法第12条の2第2項に定められている。

また、戸籍に関する公用請求については、戸籍法第10条の2第2項において記載事項が定められている。

上記の公用請求に係る公文書(請求書)様式について、職務で住民票や戸籍の証明書等の請求を行っている各士業の職務上請求においてはそれぞれ統一様式を使用しているにも関わらず、行政間のやりとりである公用請求においては、官公庁間で様式が統一されていないことにより、請求がある都度、市町村の発行担当者が記載事項の確認作業等に多大な時間を要しており、円滑な業務の支障となっている。

具体的には、住民票の請求で、続柄及び本籍の表示非表示が選択されていなかったため非表示で住民票を返送したところ、実際には本籍が表示された住民票が必要であったため、差し替えが必要になったり、戸籍の請求で筆頭者の欄がないため筆頭者の確認を電話ですることになったり等、請求の際に必ず確認が必要な項目が漏れている様式を使用する官公庁が存在する。

また、必要な項目の記載はあるものの、依頼文中や備考欄に記載されていて項目の位置が統一されていないため、それぞれの項目の確認に時間を要している。例として人口2万人規模の自治体である当町では、年間約2,000件の公用請求を担当者2人で、その他様々な業務を抱えている中で実施しており、公用請求の申請書の確認及び発行に1件あたり5分程度、項目の確認にそのうち半分以上時間を要しており、大きな負担となっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公用請求を受けた市町村の発行業務担当者の確認作業等の負担が軽減され、事務の効率化が図られる。

また、公用請求する側においても、形式的な請求書に必要事項を記入するのみで足りることから、誤りがない請求をすることができ、再度請求をすることがなくなったり問い合わせ対応を減らすことができたり等、事務の効率化が図られる。

さらに、近い将来行政間において住民票等の各種証明書の内容について電子データでやりとりをすることになった際には、統一様式を使用することが不可欠となると想定されることから、制度改正をすることで行政のオンライン化の一助ともなりうる。

## 根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条の2、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条、戸籍法第 10 条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、羽後町、いわき市、高崎市、越谷市、世田谷区、浜松市、関市、豊橋市、豊田市、半田市、亀岡市、枚方市、寝屋川市、西宮市、東温市、久留米市、熊本市、宮崎市

○現在は同一自治体内でも所管課ごとに異なる様式となっていることも多く、記載事項の不備や確認作業が増える要因となっている。

○当市においても、公用請求の交付について、請求元市町村への確認連絡に多大な時間を要している。具体的には、除籍になっている者の附票が必要か否か、戸籍の附票が謄本か抄本か、などの確認連絡が多く、あらかじめ記載のある様式に統一できれば、事務の効率化が期待できる。

○「現に請求の任に当たっている者」の職氏名等は請求書に記載されているものの公印の押印が省略されており、また職員証等の写しの添付もないので「現に請求の任に当たっている者」の本人確認に苦慮する事例が増えている。新たに統一様式をお示しいただく際は「現に請求の任に当たっている者」の本人確認を簡易に行えるようご配慮いただきたい。

○公印省略の動きも散見され、個々の行政機関が、別々にその対応を図る旨の通知文の送付やその対応の支障の有無を照会しているため、公印も形式に含めて、省略を認める判断を行うか否か示せば、公用請求事務がさらにスムーズになると思われる。

○当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要している（請求内容の確認から発行まで5分/件、発送前の確認2分/件）。また、請求書の様式が自治体及び省庁によって異なり、内容の確認に時間を要している。同一の自治体であっても部局により様式が異なることがあり、請求内容の読み取りに時間を要する原因や、請求元が求める項目漏れの原因になるなど、円滑な事務遂行の支障となっている。また、昨今の DX の流れを加味した RPA 等による証明書類の自動出力を検討した際、様式が自治体及び省庁によって異なることが大きな支障となる。具体的には、様式が異なることにより AI-OCR による正確な請求書の読み取りが困難となる点。

○生活保護業務で請求対象者が被保護者本人なのか扶養義務者なのかの記載がないため、親族調査のため出生までさかのぼった戸籍が必要なのか、生存確認で現在の戸籍や附票だけでいいのかと確認を要することもある。

## 各府省からの第1次回答

（住民票の写しについて）

国又は地方公共団体の機関の住民票の写しの請求に当たって使用する請求様式については、各機関に委ねられているところですが、地方公共団体の負担軽減のため、関係機関と協議し、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。

（戸籍証明書について）

戸籍証明書等の公用請求は戸籍法第 10 条の2第2項に基づき行われているところ、その請求に際しては「その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ。」とされていることを踏まえ、その様式の統一について、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

74

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07\_産業振興

## 提案事項(事項名)

森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合及び市町村の事業により間伐する場合について伐採届の提出を不要とすること

## 提案団体

豊田市

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合」及び「市町村の事業により間伐する場合」を追加し、これらの場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。

## 具体的な支障事例

伐採届の提出は、過剰な伐採を防ぐ森林保全の観点によるものであるが、伐採届の作成、提出及び受付等の処理が森林所有者等及び地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。

当市では、市の補助を受けて森林所有者等が間伐する場合、森林所有者等は間伐を開始する前90日から30日までの間に伐採届を提出するが、それとは別に市は補助金の交付申請を受け、交付を決定している。補助金交付申請書に添付される事業計画書において、伐採届の記載事項である森林所有者の氏名、森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、樹種、伐採率が記載されることから、市としては改めて伐採届を提出させて確認する事項はなく、森林所有者等に伐採届を提出させる必要性はない。

また、市の事業により間伐する場合であっても伐採届の提出が必要となっているが、伐採届の提出先である市長が事業主体でもあることから、当該間伐について市の森林整備計画への適合性を伐採届によって確認する必要はなく、伐採届を提出させる必要性はない。

さらに、市の補助を受けて森林所有者等が間伐する場合及び市の事業により間伐する場合においては、事業完了検査を実施し、報告する必要があるため、伐採届による監視よりも監視体制が強化されていると認識している。

【参考】  
当市においては、令和3年度中の伐採届件数全263件のうち、間伐に係る伐採届は109件であり、全体の約4割を占め、さらに、この間伐のうち約半数は、市の補助又は事業により行われるものである。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

森林所有者等及び市町村において、間伐に係る伐採届の作成業務や受付処理等の事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

森林法第10条の8第1項



## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、郡山市、横浜市

○当市では森林を所有する土地所有者に対して、敷地境界付近の危険木（現在は正常であるが将来的に隣接地に悪影響を及ぼす恐れがある樹木を含む）、越境木の伐採を含む維持管理作業を行うための助成制度があります。助成をする際は、伐採届と同等な内容について記載した事業計画書の提出を求め、過剰な伐採がないかについても審査しているため、改めて伐採届の提出は必要性ないと判断します。

また樹林地の保全、活用する目的で市が整備を行う事業についても伐採届の提出が必要となりますが、令和4年度の実績では全届出数のうち約6割が市の事業となっています。併せて、電気事業者による高圧線、送電線、鉄道事業者による軌道敷、高速自動車道や道路の維持管理作業に伴う伐採届を含めると、全体の7割を占めています。これら事業についても過剰な伐採が行われることは考えにくいので、伐採届の提出は必要性ないと判断します。

なお、都市緑地法では緑地保全地域において「公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、当該緑地の保全に著しい支障を及ぼす恐れがないと認められるとして政令で定められているものについて」は届出は必要性としていません（同法第8条第9項第1号、同法施行令第3条）。

## 各府省からの第1次回答

森林法では、無秩序な伐採等により森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことがないように、市町村長は伐採造林届により伐採方法等が市町村森林整備計画に適合しているか確認し、これに適合しない伐採や、無届けで伐採が行われる場合には、森林法に基づき伐採の中止命令や伐採後の造林命令を行うことが可能となっている。

## (ア) 市町村の補助事業の場合

市町村への補助申請等に、法第8条第1項に定める伐採造林届の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能である場合、当該申請書を森林法上の伐採造林届を兼ねるものとして取り扱うことで、法に基づく指導監督権限を維持しながら、森林所有者等及び市町村の事務負担軽減を図ることを検討する。

## (イ) 市町村が事業主体となる場合

伐採造林届は実施主体が誰であるかに関わらず、市町村の林務担当部局において伐採の状況を把握し、市町村森林整備計画との適合を確認する必要があることから届出の対象としており、市町村が実施主体であることのみをもって、法第10条の8第1項に定める伐採造林届の適用除外とすることは困難である。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

75

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07\_産業振興

## 提案事項(事項名)

施設管理上必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合について伐採届の提出を不要とすること

## 提案団体

豊田市

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合」を追加し、この場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。

## 具体的な支障事例

現行制度では、施設や宅地に隣接する裏山の危険木や支障木を伐採する必要がある場合、必要最小限の伐採であっても伐採届の提出を要するため、施設管理者や山林所有者は迅速に対応できないという支障や提出された伐採届の処理に事務負担が生じている。

また、伐採届の提出を要していることで、施設管理者や山林所有者が迅速に対応できないことから、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負うなどの危険性がある。

他方で、こうした伐採は伐採面積が僅少であるため、森林保全に影響を与えるものではなく、森林簿や森林計画図に反映するといった活用もされない状態にある。

なお、自然公園法では、自然公園の保全に影響を与えないような施設管理上の伐採は許可及び届出が不要とされている(自然公園法第20条第9項第5号並びに同法施行規則第12条第11号及び第14号)。

## 【参考】

当市においては、令和3年度の伐採届件数全263件のうち、施設管理上必要最小限の危険木又は支障木の伐採のケースは26件あり、全体の約1割を占めている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合に、伐採届の提出を不要とすることにより、施設管理者や山林所有者は迅速に対応することができることに加え、市町村においては伐採届の処理に係る事務負担が軽減される。

また、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負うなどの危険性を回避することができる。

## 根拠法令等

森林法第10条の8第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、横浜市、福井市、熊本市、延岡市

○当市としても施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合に、伐採届の提出を不要とすることにより、施設管理者や山林所有者は迅速に対応することができることに加え、市町村においては伐採届の処理に係る事務負担が軽減されると考えている。

○当市には施設や宅地に隣接する樹林地が多く存在しているため、危険木や支障木の伐採についての申請が多くあります。現行制度では最小限の伐採についても伐採届の提出が必要であり、森林所有者や施設管理者に負担を強いてるうえ、迅速な作業ができない状況にあります。

#### 各府省からの第1次回答

ご提案のように施設管理上必要な危険木等の伐採について、事前に届出を行う時間のない緊急の場合には、森林法第10条の8第1項第9号の規定により、伐採造林届の適用が除外され、同条第3項に基づく事後届出で対応可能となっている。